

## EU データ保護規則案 (COM(2012)0011) に対する

### JEITA の修正案

June 14, 2013

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)

欧州と緊密な関係にある日本の電子情報産業界の企業にとって、昨年 1 月に公表された EU データ保護規則案は、在欧の日本の現地法人も含め、我々日本企業にも直接影響のある規則であり、当該規則案に対して JEITA としての修正案を提示させて頂ければ幸いです。

### 個人データの第三国移転

<p>規則案 第 39 条第 2 項 認証</p>	
<p><i>Text proposed by the Commission</i></p>	<p><i>Amendment</i></p>
<p>2. 欧州委員会は、第 1 項で規定されたデータ保護認証メカニズムに関して、付与及び剥奪の条件、並びに EU 域内及び第三国内での認定のための要件を含めて、より詳細な基準と要件を規定するために、第 86 条に則り委任された法令を採択する権限を与えられるものとする。</p>	<p>2. 欧州委員会は、第 1 項で規定されたデータ保護認証メカニズムに関して、付与及び剥奪の条件、並びに EU 域内及び第三国内での認定のための要件 <u>並びに第三国のものを含む既存のデータ保護シール制度との相互承認の要件</u>を含めて、より詳細な基準と要件を規定するために、第 86 条に則り委任された法令を採択する権限を与えられるものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><i>Justification</i></p> <p>認証メカニズムが EU 域内で促進されるのであれば、第三国における認証メカニズムの利用も、それが同じレベルのデータ保護を提供する限り、推奨されるべきである。例えば、日本には「プライバシーマーク制度」というデータ保護シール制度が存在し、既に 12,000 社以上が認証を受けており、同制度は EU データ保護指令に合致したデータ保護ガイドラインを母体とするものである。このデータ保護シールには、日本における高いレベルのデータ保護を保証するような確固とした実績があり、そのように認識されるべきである。そのため、特定の処理分野または企業がデータ保護の適切な安全管理措置を講じていることを証明する一手段として、欧州委員会がこれらの認証メカニズムの相互承認を可能とするようなルールも検討することを、第 39 条は保証するべきである。</p>	

規則案

第 42 条 2 項 適切な安全管理措置による移転

Text proposed by the Commission	Amendment
<p>2.第 1 項で言及された適切な安全管理措置は、とりわけ、以下のいずれかによって提供されるものとする。</p> <p>(a)第 43 条に則った拘束的企業準則。又は、</p> <p>(b)欧州委員会によって採択されたデータ保護の標準契約条項。この実施法令は、第 87 条(2)で規定された審査手続きに則り採択されるものとする。又は、</p> <p>(c)第 57 条で規定された整合性メカニズムに則り監督機関によって採択されたデータ保護の標準契約条項であって、第 62 条(1)の(b)に従い欧州委員会によって全般的に妥当であると宣言がなされた場合。又は、</p> <p>(d)本条第 4 項に則り監督機関にオーソライズされた、管理者又は処理者とデータの受領者の間の契約条項。</p>	<p>2.第 1 項で言及された適切な安全管理措置は、とりわけ、以下のいずれかによって提供されるものとする。</p> <p>(a)第 43 条に則った拘束的企業準則。又は、</p> <p>(b)欧州委員会によって採択されたデータ保護の標準契約条項。この実施法令は、第 87 条(2)で規定された審査手続きに則り採択されるものとする。又は、</p> <p>(c)第 57 条で規定された整合性メカニズムに則り監督機関によって採択されたデータ保護の標準契約条項であって、第 62 条(1)の(b)に従い欧州委員会によって全般的に妥当であると宣言がなされた場合。又は、</p> <p>(d)本条第 4 項に則り監督機関にオーソライズされた、管理者又は処理者とデータの受領者の間の契約条項。又は、</p> <p><b><u>(da)データの受領者が第 39 条にいうデータ保護認証メカニズム又はデータ保護シールの認証を受けていること。</u></b></p>

Justification

第 39 条において、認証メカニズムの利用は、消費者が管理者や処理者によって提供されるデータ保護のレベルを評価するための方法として、各加盟国と欧州委員会によって促進されるものとされている。第三国の企業が EU の高いレベルのデータ保護に合わせて自社のデータ保護フレームワークを強化できるよう、認証メカニズムの利用は第三国においても推進されるべきである。第 39 条第 2 項で意見したように、認証メカニズム/データ保護シールの相互承認を通じて、第三国企業が国際移転データを十分なレベルで保護するための適切な安全管理措置を講じていることを証明することが可能となる。

規則案

第 43 条第 1 項(a) 拘束的企業準則 (BCR) による移転

Text proposed by the Commission	Amendment
<p>1.監督機関は、第 58 条で規定された整合性メカニズムに則り、以下のような拘束的企業準則を承認するものとする。</p> <p>(a)拘束的企業準則が、法的拘束力を持つものであり、管理者又は処理者の企業グループ内の<u>全てのメンバー</u>に適用され、<u>全てのメンバー</u>によって実行され、それらの従業員を含むものであること。</p>	<p>1.監督機関は、第 58 条で規定された整合性メカニズムに則り、以下のような拘束的企業準則を承認するものとする。</p> <p>(a)拘束的企業準則が、法的拘束力を持つものであり、管理者又は処理者の企業グループ内の、<u>EU に居住するデータ主体の個人データの移転に関わりのあるメンバー</u>に適用され、<u>それらのメンバー</u>によって実行され、それらの従業員を含むものであること。</p>
<p style="text-align: center;"><i>Justification</i></p> <p>本規則案の第 3 条における地域的なスコープ (EU 域内に事務所を持たない管理者にも、EU に居住するデータ主体の個人データを処理する場合には EU 規則が適用される) を踏まえ、このようなスコープを第 43 条第 1 項(a)にも適用し、整合を取ることは重要である。それゆえ、BCR 承認の条件は、EU に居住するデータ主体の個人データの移転に関わりのある企業や従業員のみにも適用されるべきであり、当該管理者又は処理者の企業グループのメンバー全社に適用されるべきではない。</p>	

## 地域的なスコープ

規則案 前文 (20)	
<i>Text proposed by the Commission</i>	<i>Amendment</i>
<p>個人が本規則の下で認められている保護を奪われないことを保証するために、EU 域内に事業所を持たない管理者による、EU 域内に居住するデータ主体の個人データの処理は、当該処理活動が当該データ主体への商品若しくはサービスの提供に関係している場合、又は当該データ主体の行動をモニタリングする場合には、本規則の適用対象となる。</p>	<p>個人が本規則の下で認められている保護を奪われないことを保証するために、EU 域内に事業所を持たない管理者による、EU 域内に居住するデータ主体の個人データの処理は、当該処理活動が当該データ主体への商品若しくはサービスの提供に関係している場合、又は当該データ主体の行動をモニタリングする場合には、本規則の適用対象となる。</p> <p><u>ただし、当該管理者が、商品もしくはサービスの提供対象又はモニタリングの対象に EU 域内に居住するデータ主体が含まれない旨をサイト上で明示するなど、EU 域内に居住するデータ主体をデータ処理の対象としないことに公的にコミットメントしている場合には、本 EU 規則は適用されない。</u></p>
<p><i>Justification</i></p> <p>第三国の企業が開設する EU 向けでないショッピングサイトで、たまたま EU 居住者が商品を購入した場合、あるいは第三国企業が開設する EU 向けでないソーシャルネットワーキングサイトでたまたま EU 居住者が会員となった場合、これらの第三国企業が第3条第2項の適用対象となってしまうのは合理的ではない。地域的なスコープに関する欧州委員会の条文案は、このようなケースにおける法的な不確実性を高くするものである。そのため、EU 域外企業が第3条第2項の適用対象から除外されるための条件を第3条第2項または前文(20)において明確化することが必要である。</p>	

## 従業員データの移転

<p>規則案 第2条第2項(ea) (追加) 内容的なスコープ</p>	
Text proposed by the Commission	Amendment
<p>2.本規則は以下の個人データ処理には適用されない。 ...</p>	<p>2.本規則は以下の個人データ処理には適用されない。 ... <u>(ea) 雇用関係において従業員の個人データの取扱いの一部として従業者によってなされる個人データ処理</u></p>
<p><b>Justification</b></p> <p>第三国に本社を持つような多国籍企業では、従業員データのみに限って、雇用契約の履行や、当該従業員の利益となる意思決定 (ex.昇進) 等の正当な目的で、EU 域内の現地法人から第三国の本社に移転するケースが多い。</p> <p>このようなデータ移転においては個人の権利が侵害されるリスクは低いことから、また EU 人材の有効活用を保証するためにも、本規則は、雇用関係において雇用者による従業員の個人データの処理 (移転を含む) には適用されるべきではない。</p>	
<p>規則案 第7条第4項 同意の条件</p>	
Text proposed by the Commission	Amendment
<p>4.データ主体と管理者の地位の間の従属関係に重大な不均衡が存在する場合には、同意は処理のための法的根拠を与えないものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>Justification</b></p> <p>我々は、従業員から同意を得ることが、雇用者が従業員の個人データを第三国に移転するための法的根拠を与えない恐れがあることを危惧する。このことは、第7条第4項で「データ主体と管理者の地位の間の従属関係に重大な不均衡が存在する場合には、同意は処理のための法的根拠を与えないものとする」と規定されており、前文の (34) 項では「同意は、データ主体と管理者の間に明確な不均衡が存在する場合には、個人データ処理のための有効な法的根拠を与えない。このことは、とりわけデータ主体が管理者に依存する状況にあるとき、特に雇用の関係において被用者の個人データを雇用者が処理する場合に該当する」とされていることから推論できる。</p>	

## 行政罰

### 規則案

#### 第 79 条第 6 項 行政罰

<i>Text proposed by the Commission</i>	<i>Amendment</i>
<p>6. 監督機関は、故意又は過失により、以下のことを行った者に対して、最大で 100 万ユーロ、<u>又は企業の場合には最大で年間世界売上の 2%の課徴金を科すものとする。</u></p>	<p>6. 監督機関は、故意又は過失により、以下のことを行った者に対して、最大で 100 万ユーロの課徴金を科すものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><i>Justification</i></p> <p>第 79 条第 6 項は、民間企業に対して最大で年間世界売上の 2%の課徴金を規定している。この課徴金の上限額は、非常に高額なものであり、当該企業の存続を危うくしかねない。民間企業が合理的なデータセキュリティの措置を講じていたとしても、悪意のあるハッカーに不正アクセスされてしまう可能性があり、知名度のある大企業ほどそのようなハッカーの標的にされやすいと言える。このような状況にも鑑み、年間世界売上の 2%という課徴金の上限額は過大であるため、パーセントではなく、絶対額としての上限額を設けてほしい。なお、第 79 条第 4 項と第 5 項についても同様の趣旨で、パーセント額の箇所を削除してほしい。</p>	